

令和7年3月31日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記通知（標記届出基準の一部改正）に関し、このたび大阪府より案内がありましたので情報提供いたします。改正箇所等は下記の通りです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

【主な改正箇所】

- ・カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症及びメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症の届出のために必要な検査所見を変更した。
- ・急性呼吸器感染症を追加し、定義、臨床的特徴、届出基準を定めた。

【参考・大阪府ホームページ】

（検索エンジンで、「大阪府 令和6年度感染症法関係通知」でもアプローチ可）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/reiwa6nent.html>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)